

YAMANASHI

# 夏



夏を迎える（壁飾り）

介護保険制度改革に対する適切な対応に向けて  
平成17年度山梨県老人保健施設協議会定期総会

トピックス(個人情報保護法)

事務長部会の活動

施設訪問記 ふじ苑

施設紹介 玉穂ケアセンター・みのりの里旭ヶ丘



# 介護保険制度改革に対する適切な対応に向けて

山梨県福祉保健部長寿社会課

課長 丹澤 博 氏  
たんざわ ひろし

山梨県老人保健施設協議会の皆様には、日頃から本県の福祉保健行政推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、御案内のとおり、介護保険制度については法施行後5年を節目とし、現在、国において、高齢者の「自立支援」「尊厳の保持」を基本としつつ、制度の維持可能性を確保するため、制度の改革を進めています。

その中では、

- ・ 予防重視型システムへの転換
- ・ 在宅と施設の利用者負担の公平性の観点からの施設給付の見直し
- ・ 身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を可能とする地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設などの新たなサービス体系の確立
- ・ サービスの質の向上を図るため、介護サービス情報の公表、指定の更新制の導入などが行われることとなっています。

こうした中、県・市町村では今年度において、平成18年度にスタートする第3期介護保険事業（支援）計画を策定することとなっています。この計画は、2015年を見据えた長期的な目標を達成するための中間段階的な位置付けとされており、制度改革の状況を踏まえて、地域密着型サービスや地域支援事業など、新たな施策を盛り込むことが必要となります。

今回の制度改革は、制度創設に匹敵するともいわれる重要なものであり、改革の内容を十分に理解し計画策定等に取り組んでいくことが求められています。

また、こうした制度改革を踏まえ、県においては、これからも引き続き高齢者の方々が、地域や家庭で自立して生活していけるための施策を積極的に進めて参りたいと考えています。

サービス評価につきましては、平成15年度に、介護保険施設等の自己評価基準を作成し、皆様方に評価の実施をお願いしましたが、本年度は、制度改革に伴って基準の見直し等を行うこととしています。また、利用者がサービスを選択する際の情報を提供するため、国の定めた項目に沿って第三者機関が調査を行うモデル事業を昨年度から実施しており、今後、これらの成果を基に介護サービス情報の公表の仕組みを構築することとしています。

このほか、身体拘束解消や苦情・事故等に対する適切な対応などについても、一層の推進を図って参ります。

介護老人保健施設は、リハビリテーション、看護及び介護などの総合的なサービスの提供により、高齢者の自立を支援し在宅復帰をめざす施設として、家族や地域からも大きな期待が寄せられています。

これからも、要介護高齢者やその家族のため、お年寄りや御家族のニーズに応える質の高いサービスの提供をお願いしたいと考えています。

終わりに、山梨県老人保健施設協議会の益々の御発展を祈念するとともに、今後とも、本県福祉施策への御協力をお願いし、御挨拶といたします。

# 平成17年度山梨県老人保健施設協議会定期総会



山梨県老人保健施設協議会  
保坂 久 会長

つづいて、ご来賓である山梨県長寿社会課丹澤博課長から、来年度の介護保険制度の大改革に伴い、今後の施設整備事業も介護予防や小規模多機能型サービスの強化等各市町村が主体となるため、山梨県として市町村地域福祉計画への支援を強化し、住みよい地域介護づくりを目指したいとお言葉をいただきました。

平成16年度の事業報告・決算報告に引き続き、平成17年度の事業計画と予算案が承認されました。今回新たに当協議会旅費規定が承認され、本年度より協議会公務による出張旅費が予算化されました。また、施設専門職種からなる7部会に新たに介護支援専門員部会の創設要望が挙がり、今後前向きに検討していくこととなりました。

定期総会終了後、懇親会が開催され会員同士の情報交換等が行われ、来年度に迫る大きな制度改革に対し当協議会の各施設間の更なる連携強化の必要性を感じました。(甲州ケア・ホーム 斎藤)

5月13日(金) ベルクラシック甲府において、平成17年度山梨県老人保健施設協議会定期総会が開催されました。新規開設の「山中湖あんずの森」を加えて、全29施設の代表者の方々56名が参加して、活発な討議や意見交換がなされました。

冒頭、保坂会長からは、全国老人保健施設協会の定款変更に伴い、本県も関東ブロックに再編され、新たな連携強化や、平成18年度介護保険制度の改革動向を注視し、介護老人保健施設における医療、介護サービス内容の抜本的見直しが課題であるとの挨拶がありました。

## 【議事内容】

1. 平成16年度事業報告
  - 1) 協議会事業報告
  - 2) 研修・広報・福利委員会事業報告
  - 3) 7部会事業報告
2. 平成16年度決算報告
  - 1) 7部会決算報告
  - 2) 協議会決算報告
  - 3) 監査報告
3. 当協議会旅費規程について
4. 平成17年度事業計画
  - 1) 協議会事業計画
  - 2) 研修・広報・福利委員会事業計画
  - 3) 7部会事業計画
5. 平成17年度事業予算
  - 1) 7部会事業予算
  - 2) 協議会事業予算



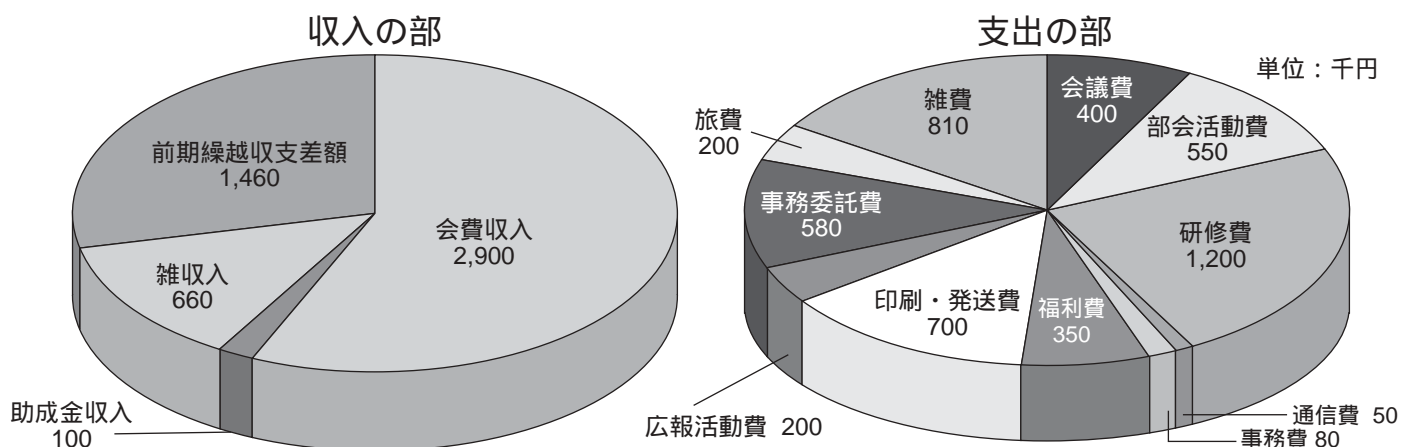
# 平成17年度 山梨県老人保健施設協議会事業計画

- |            |          |                    |     |
|------------|----------|--------------------|-----|
| 1. 定期総会の開催 | 年1回      | 4. その他の事業          |     |
| 2. 臨時総会の開催 | 必要に応じて開催 | (1) 医師連絡会の開催       | 年1回 |
| 3. 理事会の開催  | 年5～6回    | (2) 行政主催の各会議への参加随時 |     |

月	協議会活動	専門部会活動
4	理事会 研修委員会、専門部会長会議 福利委員会	事務長部会
5	新人職員研修会 定期総会	支援相談員部会
6	研修委員会 広報委員会	栄養士部会 看護部会 介護部会 リハビリ部会
7	理事会 広報委員会 広報誌「ろうけん」Vol.17発刊	事務長部会 通所リハビリ部会
8		支援相談員部会
9	理事会 研修委員会	看護・介護部会合同研修会 リハビリ部会
10	研修委員会 第8回山梨県老人保健施設大会(10/12) 福利委員会(キャプテン会議)	事務長部会 栄養士部会
11	理事会 広報委員会	支援相談員部会 通所リハビリ部会
12	第11回職員交流ソフトバレーボール大会(12/4) 広報委員会	
1	研修委員会 広報誌「ろうけん」Vo.18発刊	看護・介護部会合同研修会
2	理事会 研修委員会	支援相談員部会 通所リハビリ部会 老健看護師長会 事務長部会
3	医師連絡会議 理事会	リハビリ部会 栄養士部会

上記の月間予定については変更になる場合があります。

## 平成17年度 山梨県老人保健施設協議会 収支予算書の概要





トピックス

# 個人情報保護法

が平成17年4月1日より  
全面施行されました



住所

氏名

年齢

職業

「個人情報」とは  
個人に関する情報で、氏名、生年月日、  
その他の記述等により、特定の個人を識  
別できるものをいいます。

現在、私たちのまわりではネットワークの普及に伴って、生活自体は便利になったものの、利用された「個人情報」がDM（ダイレクトメール）などで勝手に使われたりしているんじゃないか、他にも悪用されてしまうんじゃないか等の不安が高まっています。そういった危機感のもと、平成15年の5月「個人情報の保護に関する法律」が公布されました。この法律は、国民が安心して高度情報通信（IT）社会のメリットを受けられるように個人情報の適切な取扱いを求めています。

## ～ 事業者が守るべきルール ～

1. 利用・取得に関すること（原則：但し状況等に応じた例外もある）  
個人情報の利用目的を限定し、必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。  
偽り、その他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。  
本人から直接情報を取得する場合は、予め利用目的を明示し、間接的に取得した場合は、その目的を通知または公表しなければならない。
2. 適正・安全な管理に関すること  
個人情報の漏えいを防ぐため、データを安全に管理し、従業員や委託先を監督しなければならない。
3. 第三者提供に関すること  
個人情報を、予め本人の同意を取らずに第三者に提供してはならない。
4. 開示等に関すること  
事業者が保有する個人データに関して、本人から求めがあった場合は、その開示、訂正、利用停止等を行わなければならない。  
取扱いに関して苦情があった場合は、適切かつ迅速に処理しなければならない。

（大戸）

# ～ 事務長部会の活動に思う～

山梨県老人保健施設協議会

事務長部会 会長

NAC湯村 事務長 網倉 健也



**介**護老人保健施設に於ける事務長の職務は広汎、多岐に亘り、一般企業で例えると人事・広報を含む総務課長の役割と営業・財務を含む経理課長の役割の二役を一人で担っていると言っても過言ではありません。

**総**務課長としては自施設の多職種に亘る職員の採用に始まり、その処遇から福利厚生面まで管轄し、

その中でも全職員のモラルを向上させることが最も重要な責務であります。また建物・設備の営繕管理から什器備品の選定・購入・運用は勿論のこと、施設の広報関係まで守備範囲が広がっています。また最近のシステム機器の長足の進歩に追従すべくその方面の知識も要求されています。

**経**理課長としては日常の経理処理は言うまでもなく、入所や通所の稼働率アップや経費節減を念頭に置いての法人の財務内容の向上にも傾注する必要があります。また歴史の浅い介護保険制度の頻繁に行なわれる制度変更の方向性を見定めて施設の向かうべき方向を、経営陣と意志を一つにして決定しなければなりません。

**こ**の各老人保健施設にとって緊要で間口の広い職務のなかには事務長が経営陣と協議して、施設独自の結論を導き出す場面が経常的に発生しており、こういう場合他の施設の取り組み姿勢が大変気になるところです。緊急の場合は近隣の施設の事務長に電話等で問い合わせしておりますが、全体の動向等が知りたい場合は事務長部会を通してアンケートにより把握するようにしております。そういう意味で年に3～4回開催される事務長部会は事務長同士の意志疎通を図る上で大変意義深いものがあります。

**各**老人保健施設は設立母体が官公立に始まり、社会福祉法人立、医療法人立とさまざまであり、またその事務長本人の経験や年齢はバラバラですし自身が経営者の一族の一員であったり、一方で純然たるサラリーマン事務長も居ります。それぞれ置かれている立場の相違によって考え方も千差万別ではありますが部会のメンバー全員がその辺をよく理解して大変うまく運営されて居ります。

**一**方各老人保健施設には隔年で県長寿社会課による実地指導が実施されており、その実地指導の重点項目が毎年微妙に変化しております。一言で言えば利用者本意の志向が年々強化されている訳ですが、この辺の方向性と指導結果を長寿社会課の担当者が事務長部会に臨席して説明して頂いております。この結果をそれぞれ持ち帰って自施設に如何に反映させるかが今後の施設運営を差別化する重要な責務の一つであります。

**一**れからの事務長部会は参加者全員が和気藹々の雰囲気のもと、「忘己利他」、「コンプライアンス（法令遵守）」の精神を持って運営されることによって、より一層の進展が期待できると思います。



注) 忘己利他(もうこりた)【己を忘れ、他を利するは慈悲の極みなり。菩薩様が、修行で自分が悟りを開いたのちも、なおこの世にとどまって、まず人々(衆生)を救い導いた姿を表したことによる。】天台宗の最澄のお言葉



**風** 薫る五月晴れのある日、ふじ苑を訪問させていただきました。

甲府盆地の東部に位置し、近くには清流「笛吹川」が流れ、温泉と果樹園に囲まれ緑豊かな落ち着いた環境の中にありました。

今回は、施設の特徴や取り組みについて、渡邊裕施設長と広瀬修介護支援専門員にお話を伺いました。

### 施設の特徴

平成3年6月、県下で6番目の介護老人保健施設として開設されました。

快適生活環境を整備しプライバシーの保護を重要視した造りとなっており、全室一床一床に窓が設けられ、明るい日差しが取り込まれるよう建てられています。明るく、ゆとりのある室内がとても印象的でした。

温泉をふんだんに利用した入浴やレクリエーション及び個々のリハビリテーションを中心に行っており、特にリハビリテーションにおいては、集団リハビリ・個別リハビリを中心におき、必要に応じてグループ分けを行っているそうです。その他食べる事を生活の基本と考え、口腔歯科にも力を入れており、利用者の皆様からは「食事が美味しい」と好評であると伺いました。

また、最近取り入れた東洋医学は、利用者のみならず職員にも大変喜ばれているとのことでした。



### 『多彩なクラブ活動』

入所者全員を対象とした集団体操、活動性の低下している利用者を対象とした茶話会・音楽クラブ・絵画クラブ・園芸クラブ、またADLが比較的保たれている人は料理クラブ・手芸クラブ・スティックボウリング等、利用者の身体・精神活動の自立に心掛けているとのことでした。

週1回行われている茶話会では、最初に自己紹介をし、軽い体操、ゲーム（風船バレーやテーブルボウリング等）をした後に、反省を含みながら約1時間程度みんなでお茶とお菓子を食べて親睦を深めており、また絵画クラブでは、集中して何かを仕上げる事を目的に、認知症で落ち着きのない利用者やベッド上で比較的過ごされている利用者を対象に行っており、不穏状態のみられる利用者も、絵画クラブの際には集中され落ち着いて過ごされているとの事でした。



### 『今後の目標、取り組み』

医学的全身管理の下に、リハビリテーションと介護を主として薬と検査に頼らないサービスを提供し、ADL（日常生活）機能を可能な限り維持、向上していくことを目標とし、全職員が家庭的な雰囲気の中、愛情あふれる施設造りに取り組んでいきたいとの事でした。

取材を終え、職員の方々の優しい人柄と熱心な取り組みが、利用者の充実した生活に結びついていると強く感じる事ができました。

### 施設の概要

入所定員 100名（短期入所含む）  
通所定員 10名  
協力病院 富士温泉病院（併設）、中村外科医院  
協力歯科 諸角歯科医院  
所在地 〒406-0004 山梨県笛吹市春日居町小松855 - 6  
電話番号 0553-26-5001 FAX 0553-26-3574  
設置運営主体 財団法人 山梨整肢更生会



# ● 施 ● 設 ● 紹 ● 介 ●

## 玉穂ケアセンター

〒409-3812 中巨摩郡玉穂町乙黒247-1  
TEL 055-273-7331

### 医療法人正寿会介 護老人保健施設 玉穂ケアセンタ

ーは、平成15年4月に玉穂町に開設し、2年が経過したばかりの新しい施設です。入所定員は100名、通所リハビリテーション定員30名、玉穂指定居宅支援事業所、玉穂訪問リハビリテーション、グループホーム「だんらん」(定員9名) 玉穂町在宅介護支援センターを併設しています。



当センターの程近くには、山梨大学医学部やアイメッセがあり、中央道甲府南インターチェンジがあります。また、周囲は開発が進み、幹線道路が整備されています。

居室、デイケアルーム、機能訓練室からは、南アルプスや八ヶ岳を眺望することができ、キジの鳴き声も聞こえます。春には、れんげまつりが開催され、周囲の田んぼはピンク色に染まり、田園都市のにぎわいも感じる自然豊かな環境です。

当センターは、利用者様が安全でくつろいだ雰囲気の中で日々を送っていただけるよう、清潔感とやすらぎの空間づくりを意識し、四季を通じて、花を絶やさぬように工夫しています。職員は、いつも笑顔で明るく、思いやりをもって利用者様に関わらせていただいています。それぞれ職員一人一人の個性が光り、施設の元気の源になっています。日々の生活では、自立した生活へのお手伝いを心がけ、嚙下体操、機能訓練室に設置したキッチンを利用したおやつレクや調理訓練なども取り入れながら、生活の随所に幅広くリハビリテーションを取り入れています。

地域に根付いた在宅支援の拠点として、「やすらぎ」を基本理念とし、利用者様や地域の方々から愛される施設を目指して頑張っています。

## みのりの里 旭ヶ丘

〒409-0112 上野原市上野原7806  
TEL 0554-63-5800



心安らぐ癒し」「誇らしい尊厳」「優しい笑顔」がわたしたちの理念です。

さまざまな分野で活躍し、人生の四季を通じて実りの時期にあるご利用者の皆様に「心とからだ」の介護をさせ

ていただき、負担を少しでも軽減し、より元気な「みのりのある」すこやかな人生を送っていただきたい。そのような願いのもとに「みのりの里介護老人保健施設旭ヶ丘」は生まれました。

山梨県の最も東の上野原に位置し、都会にはない四季折々の自然が感じられる風光明媚・眺望絶景な場所にあります。

広いスペースの中で家族的なふれあいのある暖かい施設を目指しています。また、個室も多く配置し、2床、3床室も個々のベッドに専用の窓を有することによって個室空間を重視し、入所の皆様の個人を尊重しプライバシーを守ることに努めています。

## シリーズ さくひん



### 夏を迎える(壁飾り)(ふじ苑)

当苑ではリハビリ作業療法の一環として、主に指先を使う工作に取り組んでおります。

季節の草花を題材とし、作品は、すまきを利用して涼しさを感じるすだれに見立て、折り紙の朝顔をそれぞれ自分のイメージで作成していただきました。

作品は、地域の産物である葡萄の枝に和紙を組み合わせ、壁掛け一輪挿しを作りました。和紙を糸で縫い付けて、小さな花瓶を添えています。この一輪挿しには、野外活動の折に採取した季節の花々を飾る楽しみもあります。

作品は、段ボールを再利用した額縁に貼り絵を施し、個性豊かに美しくまとめました。

季節を感じながらの作品を完成させて行く過程は、利用者の皆様同士や職員とのつながりを深める一端ともなっております。

作品を前にご家族と語り合っている皆様方の笑顔を見るのは、私たちの大きな喜びでもあります。

## 編集後記

最近の社会システムの変遷として「ペイオフ解禁」や「個人情報保護法」が挙げられますが、私たち施設にとっても重要な変化です。特に個人情報保護法の施行は金融や情報通信と並んで医療分野が「特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野」と位置づけられているところです。医療と並び称される介護にとってもこの法律を遵守しなければなりません。

施設で働く国家資格を有する職員はその資格を規定する法律に「守秘義務」が課せられており、また、それ以外の職員も含めて介護保険法やそれぞれの施設の就業規則でも「守秘義務」が課せられていることから、他の二分野に比べて導入が容易とも言われていますが、単に「職業上知り得た情報を外に漏洩しない」取扱いに加え、情報の内部利用は「公表」することになっており、さらに目的外利用等は「同意を得る」ことが各施設の思慮されている点ではないでしょうか。必要事項を施設内掲示し、ご利用前に良く説明し、全職員が「個人情報は個々の重要事項である。」を念頭に置き、対応すれば間違いはないと思います。

私こと 本年6月末をもって諏訪老健施設長を退職いたしました。後任は中島育昌が勤務いたしますので宜しくお願いします。

広報委員長 草野 佐  
(サンピューかじかざわ施設長)

## 山梨県老人保健施設協議会広報誌

編集・発行 山梨県老人保健施設協議会  
広報委員会

事務局 〒405-0076  
山梨県笛吹市一宮町竹原1255-1  
いちのみやケアセンター内  
TEL.0553-47-4811  
FAX.0553-47-4815

ホームページ:

<http://www.kokumon.co.jp/y-rouken/>  
Eメール:rouken@tiara.ocn.ne.jp

制作 株式会社 少国民社